

「2025 年日本国際博覧会 会場全体ランドスケープ及びパビリオン等基本設計業務」
業務委託特記仕様書

1 基本設計業務概要

(1) 業務の名称

2025 年日本国際博覧会 会場全体ランドスケープ及びパビリオン等基本設計業務

(2) 業務概要

本業務は、会場全体において具体的な方針や手順・手法を示しながら、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）関係者及び各設計者からの情報を集約・統合し、調整等を行う統括・調整業務や、会場全体のランドスケープ設計業務、パビリオン等の施設設計業務を行う。

ア 会場設計全体統括業務

協会関係者並びに各施設設計者から情報を集約・統合し、会場全体計画との整合を図りながら配置図等を取りまとめる。取りまとめに際しては必要に応じて会議等を通じ、調整を行う。併せて、各業務の進捗状況の確認や課題の共有、情報連絡等を行う。

イ 会場全体ランドスケープ基本設計業務

従来の建築物が持つ機能に景観デザイン、安全性・快適性を考慮した動線計画や暑さ対策、ユニバーサルデザインへの配慮、植栽計画（移植含む）等を加えた会場全体の総合的な設計を行う。

ウ パビリオン等基本設計業務

期間を限定して開催されるイベントである事を考慮し、コスト縮減・工期短縮等に配慮した施設の設計を行う。

(3) 計画施設概要

ア 施設名称／用途

① タイプ B パビリオン／

主催者（協会）が建築し、出展者が展示空間を作る展示施設

② タイプ C パビリオン／

主催者（協会）が建設した建物内の展示区画において、出展者が展示空間を作る展示施設

③ イベント広場ステージ／

GW（グリーンワールド）屋外イベント広場に在るステージ

④ 小ステージ／

PW（パビリオンワールド）主動線に隣接する各広場に在るステージ

イ 施設の場所

大阪府大阪市此花区夢洲

(4) 設計と条件

ア 敷地の条件

① 敷地の面積 約 155ha (会場全体)

イ 施設の条件

① 施設の延べ面積 別添「補足資料」記載

② 主要構造 未定

ウ 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による耐震安全性の分類は、下記を想定している。

① 構造体 III類

② 非構造部材 B類

③ 建築設備 乙類

(5) 建設の条件

ア 工事費 (概算額) 契約締結後に受注者にのみ提示

イ 建設工期 (建設可能な工事期間) 2023年4月～2025年3月 (タイプB・Cパビリオンのみ 2023年4月～2024年6月)

(6) 履行期間

契約締結日から 2022年3月11日 (金) まで

※実施設計発注に必要な資料は 2021年12月末に提出

(7) 参考資料

ア 基本計画 (2020年12月25日公表)

<https://www.expo2025.or.jp/overview/masterplan/>

イ 夢洲地区のボーリングデータ

<https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000506387.html>

2 基本設計業務内容

(1) 設計業務の範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とし、その範囲及び内容は次に掲げるところによる。

ア 設計業務に関する一般業務の内容は、平成31年国土交通省告示第98号に掲げるものを基本とする。

イ 前項以外の設計業務に関する一般業務の内容は、平成21年国土交通省告示第15号別添1・昭和54年建設省告示第1206号別表2に掲げるものを基本とする。

ウ 会場全体ランドスケープ設計においては、環境省設計業務等標準積算基準書 (自然公園編) 及び一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会ランドスケープコンサルタン業務における標準業務・報酬積算ガイドラインの最新版に掲げるものを基本とする。

- エ 一般業務・追加業務の内容は下記「(2) 業務の仕様」による。また、業務内容の詳細を記した別添「補足資料」の内容を含むものとする。

(2) 業務の仕様

本特記事項に記載されていない事項は、「業務委託共通仕様書」による。

ア 特記事項の適用

特記事項に記載された項目の中で・印の付いたものについては、○印の付いたものを適用する。

イ 本業務における業務責任者等の資格要件

「公募要領」に記載の参加資格要件による。

ウ プロポーザル方式により業務を受注した業務実施体制

受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された実施体制により当該業務を履行する。

エ デザイン重点管理項目

会場全体ランドスケープ設計業務において、下記に関わる内容については会場デザインプロデューサーによるデザイン重点管理項目とし、会場デザインプロデューサーからの意見聴取を行い、レビューを受けながら業務を進めること。

- ① 基本計画に表現されているランドスケープ計画
- ② 安全性、機能性を両立する動線計画、配置計画
- ③ 「いのち輝く未来社会のデザイン」を表現した植栽計画、水盤計画
- ④ ユニバーサルデザインに配慮したファニチャー、サイン等計画
- ⑤ SDGs 達成に寄与する環境配慮型のマテリアル選定
- ⑥ 博覧会終了後の資材・植栽のリユース、リサイクル計画

オ 別途委託のランドスケープ監修業務

一部エリアにおいて、別途ランドスケープ監修業務の委託を予定している。対象エリア及び参画時期については未定だが、参画した際には本業務と相互連絡調整を図りながら業務を進めるものとする。

カ メインストリートに建設予定の大規模構造物

パビリオンワールドのメインストリートに、大規模な構造物の建設を予定している。規模や構造等については別途業務にて計画する予定である。その参画時期については未定だが、参画した際には本業務と相互連絡調整を図りながら業務を進めるものとする。

キ 業務の内容

- ① 一般業務
 - 会場全体ランドスケープ基本設計
 - 建築（意匠）基本設計
 - 建築（構造）基本設計
 - 電気設備基本設計
 - 機械設備基本設計

- 昇降機設備基本設計
- 上記概算算出業務
 - ※2021年12月末時点において、基本設計図書に対する概算書を提出する
 - ※概算算出に当たっては概略の数量を算出し、適正な単価を設定の上行う
- ② 追加業務

追加業務の内容は次による。

 - ・透視図作成（各施設）（アイレベルから外観を表現 サイズ A1、カット数 3）
 - ※各施設1カットずつ作成
 - 透視図作成（会場全体）（鳥瞰 サイズ A1、カット数 3）
 - （アイレベル サイズ A1、カット数 3）
 - ※作成に当たっては監督職員と協議すること
 - ・地盤調査
 - ・測量（現況測量・水準測量・埋設管等各種調査）
 - 本業務以外の設計対象を含めた会場全体設計全体統括業務
 - ※詳細は別添「補足資料」による
 - タイプB,Cパビリオンのガイドライン作成業務（別途業務）の支援
 - ※出展者工事に関する部分の条件整理
 - 実施設計・工事発注に向けた資料提供等の協力
 - 各種法令・条例の協議に伴う資料作成・提供
 - ※会場全体の計画に係るものについては、協会と協同しながら本業務の設計者が中心となり行う。その際、適宜各設計者より資料提供を受ける等連携を図る
 - 予算申請に伴う資料作成・提供
 - 協会内付議等、上記以外に協会が求める資料の作成支援等
- ③ 法令関係・条例関係（必要な各種協議資料、申請書の作成等）
 - 建築基準法及び建築基準関係規定
 - ・建築基準法第18条計画通知（構造計算適合性判定、省エネ性能適合性判定又は省エネ計画の通知含む）
 - 建築基準法第85条6項及び建築基準法施行令第147条による緩和に関する協議等
 - 大阪市建築基準法取扱要領
 - 警察協議 工事中進入路等
 - 消防協議
 - 下水道協議
 - 水道協議
 - 道路協議
 - 電力、ガス協議
 - ・経済産業省協議
 - 通信インフラ協議
 - 都市計画法に基づく開発許可制度に係る審査基準（都市計画法第29条関係）
 - 大規模小売店舗立地法
 - ・大阪府福祉のまちづくり条例（バリアフリー府条例）
 - ひとにやさしいまちづくり整備要綱に基づく建築物の事前協議（バリアフリー市条例）

- ・大阪市建築物における駐車施設の附置
- 大阪市自転車駐車場の附置義務制度
- 大阪市駐車場法に基づく路外駐車場の届出
- 大阪市景観計画
- 大阪市中高層建築物の一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置
- 大阪市屋外広告物条例
- ・大阪市建築物総合環境評価制度
- 大阪市環境影響評価制度
- 大阪府温暖化の防止等に関する条例
- その他（必要となる関係者協議支援含む）

ク 業務の実施

① 一般事項

基本設計業務は、協会より提示された設計と条件、適用基準類によって開始し、その他設計上必要な条件や順次提示させる各種計画について、会議（打合せ）等を通じて自ら聴取し業務を遂行する。

② 会議及び記録

会議（打合せ）は次の時期に行う。

○業務着手時

契約締結後、直ちに本設計業務の詳細工程表を作成し、提出すること

○協会又は業務責任者等が必要と認めた時

○本業務に係る下記定例会議を行う。（状況に応じて見直しを行う可能性がある）

会場全体ランドスケープ及びパビリオン等の設計者として、下記 01 及び 02 の会議に出席すること。また、会場設計全体統括業務において、下記 03 及び 04 の会議に出席すること。

01 施設設計個別定例会議（本業務に関わるもの）（隔週開催）

会議を主催し、会議記録を取ること。

02 会場デザインプロデューサー会議（適宜開催（隔週程度を想定））

会場デザインプロデューサーと情報共有等を行い、必要に応じて助言を受けらること。なお、本会議は協会が主催する。

03 会場設計全体定例会議（1 回/月開催）

本業務受注者が統括設計者として、本業務以外の各施設設計業務の業務状況について取りまとめて協会に報告し、各業務の進捗状況や課題の共有、課題解決に向けての確認等を行う。なお、本会議は協会が主催する。

04 設計者総合定例会議（1 回/月開催）

本業務以外の各施設設計者が、それぞれの業務状況を統括設計者である本業務受注者に報告し、各業務の進捗状況の確認や課題の共有、情報連絡等を行う。なお、本会議は統括設計者が主催し、会議記録を取ること。

③ 貸与資料

○地盤調査報告書

・現況測量図

○その他 会場基本計画策定調査業務 報告書

会場基本計画策定調査業務（その2） 報告書

④ 質問回答書の作成

成果物の引渡し後であっても、当該設計に関する質問が生じたときは、協会と協議し、受注者は、原則として無償で質問に対する回答書を作成すること。

⑤ 変更設計、追加設計の実施

工事費概算業務による概算金額が発注者から提示される目標額を達成しなかった場合、協会と協議の上、受注者は、業務期間内において無償で概算業務、変更設計を行うこと。

⑥ 設計図書への製品名等の記載について

設計図に特定の製造業者による製品名等を記載する場合、「同等品」等を併記し、製品等が限定されない記載とすること。

⑦ SDGs への取組みについて

業務内容、業務推進においてSDGsへ配慮し、業務を進めること。

⑧ PLL^{*}（People's Living Lab）における提案の積極採用について

PLLにおいて提案されている事項について、設計の中で採用できる内容については積極的に採用を検討すること。採用に当たっては監督職員と十分に協議すること。

※PLLの概要は協会ホームページにて公開（<https://www.expo2025.or.jp/pll/>）

⑨ 業務に使用する言語

業務においては日本語を使用し、成果物、成果図書、各種会議（打合せ）資料も日本語を用いる。一部資料等において英語等外国語の使用を求めるときは、協会と協議し、作成すること。

3 適用基準類

(1) 建築設計業務

適用図書は最新年度版を使用すること。

○公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

○建築工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

○建築物における天井脱落対策に係る技術基準の解説（国土交通省国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人建築研究所、一般社団法人新・建築士制度普及協会）

○官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

○官庁施設の基本的性能に関する技術基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

○建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）

○建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人建築研究所）

○官庁施設の総合耐震計画基準耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

○大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン（大阪府）

○CAD製図基準に関する運用ガイドライン（国土交通省大臣官房技術調査課）

- 建築設計業務等電子納品要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室）
- 協会より提示する各種ガイドライン
- 別途協会が指示したもの

(2) 設備設計業務

適用図書は最新年度版を使用すること。

- 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- 建築設備設計計算書作成の手引（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- 建築設備工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- 雨水利用・排水再利用設備計画基準・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- 大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン（大阪府）
- CAD製図基準に関する運用ガイドライン（国土交通省大臣官房技術調査課）
- 建築設計業務等電子納品要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室）
- 協会より提示する各種ガイドライン
- 別途協会が指示したもの

4 成果図書、成果物

(1) 会場全体ランドスケープ成果図書、成果物

名 称	提出部数	摘 要
会場全体ランドスケープ図 ○ 表紙及び図面リスト ○ 計画説明書（概要書） ○ 工事区分表 ○ 外構図（舗装・フェンス等の工作物等） ○ 外構詳細図（概算算出に必要な物） ○ 付帯施設計画図（平面図・立面図・断面図） ○ 植栽計画図 ○ サイン計画図 ○ 屋外照明計画図 ○ 暑さ対策設備設計図 ○ その他概算算出に必要な図面 その他 ○ 工事費概算書（中項目まで算出）	製本 1、PDF 及び CAD データ	A 3 施設敷地外について作成 対象施設は別添補足資料による 概略の数量が分かるもの

<p style="text-align: center;">自動火災報知設備等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種平面図 (主要な設備をプロットしたもの) ○ その他概算算出に必要な図面 <p>機械設備図 (空調換気設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 表紙及び図面リスト ○ 計画説明書 (概要書) ○ 工事区分表 ○ 各種機器表 ○ 各種系統図 (空調設備・換気設備) ○ 各種平面図 (主要な機器をプロットしたもの) ○ その他概算算出に必要な図面 <p>機械設備図 (給排水衛生設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 表紙及び図面リスト ○ 計画説明書 (概要書) ○ 工事区分表 ○ 各種機器表 ○ 各種系統図 (給排水衛生設備・消火設備 ・熱供給設備) ○ 各種平面図 (主要な機器をプロットしたもの) ○ その他概算算出に必要な図面 <p>昇降機設備図</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 表紙及び図面リスト ○ 仕様書 ○ 工事区分表 ○ 昇降機平面図・断面図 ○ 部分詳細図 ○ その他概算算出に必要な図面 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事費概算書 (中項目まで算出) ○ VE/C D提案書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 透視図 (カラー) ・ 模型及びカラー写真 ○ 各種打ち合わせ議事録 (随時提出すること) ○ 基本設計説明書 (色等提案含む) ○ 各種設備計算書 ○ 法令調査報告書・法令手続き経過書 ○ CASBEE-短期使用 概略計算書 ○ 工事工程表 (各敷地毎) ○ 仮設計画図 (各敷地毎) 	<p>製本1、PDF 及びCAD データ</p> <p>製本1、PDF 及びCAD データ</p> <p>製本1、PDF 及びCAD データ</p> <p>原稿1、電子データ 原稿1、電子データ 原図1、電子データ</p> <p>原稿一式、電子データ 原稿1、電子データ 原稿1、電子データ 原稿1、電子データ 原稿1、電子データ</p> <p>原稿1、電子データ 原図1、PDF 及びCAD データ</p>	<p>A 3</p> <p>空調機、外調機、全熱交換器 換気設備等</p> <p>A 3</p> <p>消火設備 給湯・ガス想定箇所</p> <p>昇降機設備がある場合 A 3</p> <p>追加業務に記載の物</p> <p>ガイドラインによりランク A以上の仕様とする。行政への 申請は不要</p>
--	--	--

※業務委託書別表に記載の施設毎 (1棟毎) に上記成果図書を作成、まとめる事。

※いずれも施設敷地内について作成する。

(3) その他成果物・データ等

名 称	提出部数	摘 要
その他 ○ 会場全体の配置図 ○ 各施設敷地のプロットシート ○ 設計図の3Dデータ ○ 設計委託成果品の電子データ一式(CD-R) ○ その他(協会が求めたもの)	原図1、PDF及びCADデータ 原図1、PDF及びCADデータ 電子データ CD1	敷地渡し方式パビリオン敷地についてのみ作成 IFC形式及びNativeファイル(BIMデータでも可)

※会場全体の配置図については、統括・調整業務の中で取りまとめた、各施設及び施設敷地、会場全体のランドスケープ及び会場全体の各種インフラの情報を一元化したものを配置図として取りまとめる。

※プロットシートとは、建築条件(敷地条件・建築形態規制等)やインフラ引込み条件(引込み位置・引込み径等)を各敷地毎にまとめたもの(各A3 1枚程度)

※設計図の3Dデータについては、会場全体ランドスケープやパビリオンの外装、内装の検討、及び博覧会のプロモーションとしての使用を想定する。また、実施設計以降BIMの運用を検討しており、実施設計業務へデータの引継ぎを想定する。詳細は今後策定予定のBIMガイドライン(仮称)にて提示する。

(4) 中間時点における概算算出について

基本設計が進捗した後での大きな手戻りを防ぐため、基本設計の中間時点においても概算の算出を行う。算出方法及び算出時期については監督職員と協議すること。

(5) 成果図書・成果物作成に当たっての留意事項

- ア 上記、(1)～(3)に掲げるもの(・に○印のもの)、(4)に記載のものを提出する。
- イ 図面の縮尺等詳細については、監督職員と十分に協議すること。
- ウ 提出時期については、監督職員と協議すること。
- エ CADデータの保存形式及びレイヤー構成等については、業務着手時に監督職員と協議すること。
- オ 電子データは監督職員の求めに応じて、随時提出すること。
- カ 業務を進める中で本業務とその他の業務の間における工事区分等に対して疑義が生じた場合には、必ず監督職員と確認をし、記入漏れ等がない様注意すること。